

令和2年度事業計画書

第1 令和元年中の犯罪情勢

1 刑法犯認知件数と検挙状況（確定値）

- 認知件数～34,520件(前年同期比 -2,181件、-5.9%)
- 検挙状況～14,697件、42.6%（前年比+1.4ポイント）：5年連続で増加

	H14(ピーク)	H28	H29	H30	R1
認知件数	168,190	46,619	42,126	36,701	34,520
検挙件数	27,197	17,849	16,460	15,114	14,697
検挙率	16.2%	38.3%	39.1%	41.2%	42.6%

2 県警察の重点対象犯罪認知件数等

令和元年の県警察が取組む重点対象犯罪である

- (1) 性犯罪
- (2) ニセ電話詐欺
- (3) 住宅対象侵入盗、ひったくり等の身近な犯罪

はいずれも減少傾向にある。

しかし、性犯罪は、犯罪率(犯罪件数を人口単位で割った数値)が10年連続ワースト全国2位になるなど依然として高水準にあり、ニセ電話詐欺は、警察官や金融庁職員を名乗って被害者宅を訪れ、確認を装ってキャッシュカードをすり替える新たな手口の「カードすり替え型」詐欺が急増し被害額が増加している。

空き巣等の住宅対象侵入盗、ひったくり等の主な街頭犯罪も減少しているが、自販機ねらいが大きく増加している。

罪種等	H29	H30	R1
強盗	86	57	52
性犯罪	411	381	321
強姦性交等	90	93	88
強姦わいせつ	321	288	233
ニセ電話詐欺	597	359	279
被害額	114,263万円	66,745万円	67,754万円
住宅対象侵入盗	2,446	1,730	1,646
空き巣	1,775	1,190	1,185
忍込み	553	442	379
居空き	118	98	82

(主な街頭犯罪) () 前年比

ひったくり	自転車盗	オートバイ盗	自動車盗
62(-69)	7,847(-606)	567(-365)	96(-28)
車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	
1,488件(-241)	424件(-74)	374件(+166)	

3 少年非行情勢

○ 刑法犯少年検挙補導人員

- ・ 1, 363人(全国6位)で、ピーク時(平成15年)の約11%
- ・ 非行者率2.9(前年比-0.5、全国7位)

(男女別、犯罪・触法別、少年の割合)

	総数 (うち女子)	犯罪少年 (うち女子)	触法少年 (うち女子)	刑法犯検挙人員に 占める少年の割合
R1	1,363(163)	1,178(125)	185(38)	13.1%
H30	1,615(170)	1,353(132)	262(38)	15.9%
増減	-252(-7)	-175(-7)	-77(±0)	-2.8

○ 福祉犯(少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害する犯罪)福祉犯検挙件数(全国5位)

	検挙件数	検挙人員	保護人員
R1	488	289	239
H30	482	288	295
増減	+6	+1	-56

4 薬物乱用情勢(確定値)

大麻事犯の検挙人員が、平成27年から連続して上昇し、令和元年中は、過去最多を上回るなど、引き続き薬物乱用防止に向けた取り組みが必要である。

乱用者の特徴としては、覚醒剤事犯が中高年層、大麻事犯が30歳以下の若年層の乱用が懸念される。

()前年比

		H30	R1
薬物事犯検挙人員		959(+104)	965(+6)
主な内訳	覚醒剤	705(+92)	616(-89)
	大麻事犯	202(+18)	278(+76)
	危険ドラッグ等指定薬物	14(-14)	1(-13)

5 暴力団情勢

県警察の三大重点目標の一つである暴力団対策は、構成員等が5年連続で過去最少を記録するなど大きく前進を続け、特に五代目工藤會は、工藤會総本部事務所を撤去するなど着実に弱体化している。

しかし、その組織統制や特異性に変わりはなく、工藤會の犯行と見られる複数の未解決重要事件、筑後地区における道仁会の活動の活発化、分裂した山口組の対立抗争等が未収束など、暴力団情勢は予断を許さない状況にある。

- ・ 県内の準構成員を含めた暴力団構成員数(令和元年12月末)
1,690人(前年比-200人)

第2 協会運営

1 定時総会

令和2年度の定時総会は、令和元年度3月通常理事会において開催期日等を決定の上任期満了に伴う理事及び監事の選任、令和元年度の事業報告、収支決算、その他議案について審議する。

2 理事会

- (1) 令和2年度5月通常理事会を5月14日（木）に開催し、令和元年度の事業報告収支決算、その他議案について審議する。
- (2) 令和2年度3月通常理事会を、令和3年3月中に開催し、令和3年度事業計画及び収支予算、定時総会の開催時期、その他議案について審議する。

3 監査

令和2年4月中に、令和元年度の業務執行状況等について、監事の監査を受ける予定である。

4 定期提出書類等の提出

公益社団法人として、法令の定めにより、本年6月末日までに「令和元年度の事業報告等」、来年3月末日までに「令和3年度の事業計画等」を行政庁等に提出する。

5 変更登記申請

役員に変動が生じた場合、定時総会において選任を行い、変更に伴う変更登記申請を行う。

6 地区防犯協会職員研修会の開催

地区防犯協会職員の適正な業務運営と士気の高揚を図るため、推進功労者に対する表彰並びに各種施策や広報啓発活動に対する教養及び意見交換を行う研修会を、来年2月（予定）に開催する。

第3 防犯対策事業

令和2年中の県警察の運営指針である

- 県民の安全・安心の確保

並びに重点課題のうち

- ・ 性犯罪の根絶
- ・ ニセ電話詐欺の予防
- ・ サイバー犯罪等身近な犯罪の予防
- ・ 子供の安全を守る対策の強化

について、県警察をはじめ地区防犯協会及び関係機関等との連携を図りながら、防犯対策事業を推進する。

1 重点課題対策の推進

- (1) 性犯罪の根絶対策

県警察等と連携し

- 発生地、発生時間帯等の実態に応じた広報啓発活動
- スマートフォン用防犯アプリ「みまもっち」の普及促進活動
- 10～20代の女性層の自主防犯意識を高める防犯教室及び声かけ防犯指導
- 防犯ブザーの有効性の周知と正しい携帯方法を指導しての普及促進活動
- 高校、大学等及び女性の職場におけるDVDを活用した危険回避術の指導及

び自己防衛教育（SDE）推進活動

- 「子ども・女性安全安心ネットワークふくおか（県警主催、県内企業参加）」と連携した被害防止啓発活動

を継続して推進する。

(2) ニセ電話詐欺の予防対策

県警察本部の「特殊詐欺抑止プロジェクト」と連携し、被害防止のための施策として

- 被害実態及び被害防止に関する広報啓発
- ニセ電話詐欺被害防止機能付電話機「まっ太フォン」の普及支援
- ニセ電話詐欺撃退器の貸出事業の普及支援
- 電子マネーカード利用詐欺対策として警告文入りカードケースを作成する等
犯行手口に対応した広報啓発

などのほか、県主導で作成中の、若年層への被害等防止を内容とする啓発動画に参画するなど、今後も新たな手口への警鐘を加味し、効果的な広報啓発活動を推進する。

(3) サイバー犯罪等身近な犯罪の抑止対策

県警察等と連携し

- サイバー空間の脅威及びセキュリティ意識の向上に関する広報啓発
- 高齢者が狙われる犯罪、居空き等の住宅対象侵入盗、自転車盗等の乗り物盗
ひったくり及びストーカー事案など、身近な犯罪から凶悪犯罪に直結し、かつ
体感治安を脅かす犯罪に対する適切・効果的な広報活動

を推進する。

(4) 子供の安全を守る対策の強化

児童を登下校時の凶悪事件や児童虐待、SNS等に起因する犯罪から守るための
犯罪被害防止及び非行防止対策を推進するとともに

- 県下の新入学児童への誘拐防止ステッカー、チラシ配付事業
- 子供の安全確保に関する広報啓発活動
- 危険箇所の排除など環境づくり等を推進する広報啓発活動
- 青少年が安易に客引きや特殊詐欺の受け子にならないための広報啓発活動

などを推進する。

2 地域安全活動の推進

(1) 全国地域安全運動の推進

犯罪を抑止し、安全安心を実感できる地域社会の実現を図るため、全国地域安全運動期間（10月11日から20日までの10日間）中に、各種関連行事を開催するとともにラジオ等のメディアを通じた広報啓発活動を積極的に推進するほか、各地区協会の青パト等の広報車を通じ防犯テーマに基づいた広報活動を展開する。

また、4月からは、全国地域安全運動と連動したポスター・モデル標語及び青パトの活動写真を募集し、優秀作品は県内での表彰を図るほか、全防連の選考に乗せる等防犯をテーマとした広報啓発活動を実施する。

- (2) 「安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」の開催
全国地域安全運動の一環として、県民の防犯意識の高揚と地域防犯活動への参加機運の醸成を図るとともに、地域の防犯功労者・防犯功労団体等に対する表彰を行うため、県、県警察と合同により、「令和2年度安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」を10月3日（土）に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染防止のため中止が決定し、表彰の実施を検討している。
- (3) 地域に密着した地域安全活動の推進及び支援
地区防犯協会、防犯ボランティア団体及び警察署等と連携し、時節に対応した地域安全活動を支援・推進する。
- (4) 防犯ボランティア地域交流会の開催
複数の地区防犯協会を交えた協働事業として、地区協会の垣根を越えて防犯ボランティア団体相互の情報交換等と団体間の活動の交流・連携を図るため、「防犯ボランティア地域交流会」（平成16年から実施）を開催しているが、年々活発な活動報告・交流の場となっており、本年も11月に開催（予定）する。
※ 全防連刊行「月刊安心な街に・1月号」に紹介記事掲載
- (5) 学生防犯ボランティア活動の促進と支援
大学生に防犯ボランティア活動への参加を促し、将来への活動に発展・継続させることを目的に、県警察との協働事業として、「学生防犯ボランティア活動促進事業」（平成24年度から実施）及び「学生防犯ボランティアサミット支援事業」（平成22年度から実施）を継続して推進する。
※ 令和元年度は、申請校10校に各活動促進費各10万円を支援。
- (6) 青パトを保有する防犯ボランティア団体への支援
青パト活動の活性化を図るため、青パト申請者に「青色回転灯」及び「補充電球」を提供するほか、県警察との協働事業による石油販売店による青パト支援事業（平成25年度から実施、令和元年末・92店舗）を継続推進する。

3 広報啓発活動の推進

- (1) 重点を指向した広報啓発活動
県警察と連携し、県警察の重点課題である性犯罪の被害防止対策、ニセ電話詐欺被害対策やサイバー犯罪等身近な犯罪の抑止、子供の安全を守るための対策の強化等を重点に、効果的な広報啓発活動を推進する。
- (2) 広報資料の作成
県民への防犯意識の醸成・浸透及び自主防犯活動の促進を図るため、チラシ、ポスター、CD及び啓発物等広報資料を作成し、幅広く、多くの県民に配布又は掲示する等の方法による広報啓発活動を推進する。
- (3) 各種広報媒体の活用
新聞、ラジオ、公共機関の掲示板等の各種広報媒体を活用して県民の防犯意識の醸成と被害防止の意識高揚のための広報啓発活動を推進する。
- (4) 広報紙「防犯ふくおか」の発行
犯罪情勢をはじめ防犯対策や防犯ボランティアの活動等の情報を発信するため広報紙「防犯ふくおか」を毎月発行し、地区防犯協会を通じて県内各世帯への回覧や公共施設内に掲示するなどの広報を行う。

(5) 「防犯ふくおか」発行状況

年度別	発行部数(部)	同期比
平成29年度	1,472,162	
平成30年度	1,467,194	-4,968
令和元年度	1,468,990	1,796

※ 発行部数は、各会計年度の1月末で集計

4 少年の非行防止及び健全育成活動の推進

少年の非行・犯罪被害防止及び健全育成のため、防犯指導員、少年補導員等に対する活動支援や広報資料の作成・配布を行うとともに、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間（主唱：内閣府）」に併せ、少年の非行及び犯罪被害を防止するための広報啓発活動を展開するとともに、県警主催の少年柔・剣道合宿研修、県主催の囲碁大会などのスポーツ、文化事業への後援活動等を行い、健全育成活動を推進する。

5 自転車防犯登録事業の推進

(1) 防犯登録の普及・促進

防犯登録台数は、平成23年の30万台を記録した後、年々減少の傾向にあったが、昨年は消費税の増税に伴う駆け込み需要を一因としてか、横ばい状態となった。

引き続き、自転車防犯登録の重要性に鑑み、登録の普及促進のため広報啓発活動を一層推進し、登録台数の向上を図る。

(2) 自転車防犯登録台数

年度別	登録台数(台)	同期比
平成29年度	230,827	
平成30年度	218,851	-11,976
令和元年度	218,412	-439

※ 登録台数は、各会計年度の1月末で集計

(3) 自転車の盗難被害防止活動

令和元年中の全刑法犯認知件数の23.0%を占める自転車盗難の防止等を図るため、チラシ、パンフレットの配布や新聞、ラジオ、広報誌（紙）等各種広報媒体を活用した防犯登録の促進を図るとともに県警と連携した一斉キャンペーンなどを実施し、広報啓発活動の強化を図る。

(4) 放置自転車対策への協力・支援活動の推進

違法駐輪や放置自転車の問題解消のため、自治体等の関係機関との良好な協力関係を維持・構築するとともに、調査・照会業務の迅速・適切な処理による放置自転車等の早期返還を図る。

(5) 地区防犯協会、防犯登録店に対する指導

ア 昨年は、5月には改元、10月には消費税の増税など、登録業務に直結する変更事項があったが、業務を停滞させることなく、逐次事前に広報チラシ等を準備する等、遺漏なく実施し円滑に推移させた。

今後も、業務に反映する社会事象に臨時対応し、停滞させることなく、事前の準備を徹底する。

イ 毎年2月に開催している「福岡県防犯協会職員研修会」及び月刊資料「防犯登録だより」（平成25年7月号を発行し、2月末で第75号）や、適宜発行する

ワンポイント教養紙等により、地区防協会の事務手続きの迅速かつ適正処理と処理能力の向上を図る。

ウ 防犯登録店に対する指導教養の徹底

現在、地区協会を通じて指導事項を機会ごとに示達し、その徹底を図っているところであるが、リサイクル品取扱店による盗品自転車の登録事案など、これまで予想することがなかった事案も発生しており、必要に応じて県防連も積極的に関与し、遵守事項の徹底と不履行の店舗を排除し、その適正化を図って行く。

また、登録店に配付しているマニュアルである「自転車防犯登録の手引き」の遵守事項に修正を加えるなど、登録店が履践すべき事項の再確認を行い、業務の適正化と円滑化を図ったが、今後も地区協会職員の意見等を反映させる等逐次見直しを図って行く。

第4 風俗環境浄化事業

1 県公安委員会からの受託事業の適正な推進

- (1) 県公安委員会から委託された風俗営業管理者講習及び風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可、承認申請に伴う調査業務を適正に推進する。
- (2) 調査員研修会を開催し、調査業務の適正化及び調査員の資質の向上を図る。

2 少年指導委員の活動に対する支援

風俗環境浄化活動の一環として、風営店への立ち入り権限を有し、少年の健全育成活動に取り組んでいる少年指導委員の活動に対する協力・支援を行う。

3 風俗環境浄化活動に対する支援

福岡市中央区天神、博多区中洲、北九州市小倉北区堺町及び久留米市日吉町など歓楽街の風俗環境浄化のため、警察や地区防犯協会等が行う諸活動を支援する。

第5 AMマーク貼付事業

1 遊技業の健全化促進

遊技機に地域防止対策に寄与するAMマーク（地域防犯協賛機）を貼付することにより、営業者に適正で健全な営業の自覚を促し、善良な風俗と清浄な風俗環境の保持を図る。

2 遊技場への立入検査

福岡県遊技業協同組合など5団体で構成する「福岡県不正防止対策機構」の一員として、定期的に遊技場に対する立入検査を実施し、不正遊技機等の発見に努める。

第6 青パトの自動車保険事業

新たに発足する青パト団体や、青パトを保有している防犯ボランティア団体に対し青パト自動車保険集団取扱制度の適用により保険料の割引がある青パト保険の加入を働きかけ、契約促進に努める。